



RIETI Discussion Paper Series 21-J-034

いわゆる「ターゲットダンピング」について ～WTO協定解釈の到達点と限界～

宮岡 邦生

森・濱田松本法律事務所



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

2021年7月

いわゆる「ターゲットダンピング」について ～WTO 協定解釈の到達点と限界～¹

宮岡 邦生（森・濱田松本法律事務所）

要 旨

アンチダンピング協定第 2.4.2 条第 2 文は、いわゆる「ターゲットダンピング」に関する規定とされる。しかし、規定文言が曖昧かつ難解なため、その解釈を巡っては様々な見解が対立してきた。解釈の方向性は、大きく、①一定の要件が満たされた場合にはゼロイングの適用を許容した規定であるという米国等が採る立場と、②特定の顧客、地域又は時期を狙い撃ちにした安値輸出への対抗手段を認めたものであるとの立場に分けられる。上級委員会は、*US – Washing Machines* 事件 (DS464) で後者の立場を採ることを明らかにし、米国によるゼロイングの使用は第 2.4.2 条第 2 文に違反すると判断した。しかし、その後も米国はゼロイングの実務を続けており、また、後続のパネルでもゼロイングを認めたものが現れている。第 2.4.2 条第 2 文の解釈を巡るこれらの混乱は、そもそもウルグアイラウンド当時の交渉国の対立と、これに起因する協定文言の曖昧さに起因する。上級委員会やパネルによる同規定の解釈の精緻化は、国際協定解釈の到達点を示すと同時に、立法論の領域に片足を踏み入れることの危うさをも孕んでいる。

キーワード： WTO、アンチダンピング、ターゲットダンピング、ゼロイング、第 2.4.2 条、上級委員会

JEL classification: F1, K2, K3, K4, L5

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び（独）経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

¹ 本稿は、独立行政法人経済産業研究所（RIETI）におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究（第 V 期）」の成果の一部である。筆者の研究報告に対して、研究会及び DP 検討会の参加者から多くの有益なコメントを頂いた。ここに記して、感謝の意を表したい。

I. はじめに～問題の所在

WTO アンチダンピング協定²（以下「AD 協定」という。）第 2.4.2 条第 2 文は、いわゆる「ターゲットダンピング」事案におけるダンピングマージンの算出方法を定めた規定と理解されている。しかし、規定文言が曖昧なため、その解釈を巡ってはこれまで様々な見解が対立してきた。

第 2.4.2 条第 2 文の解釈を巡ってとりわけ論争の種となってきたのが、当該規定の下で「ゼロイング」が許されるかという問題である。ゼロイングとは、個別輸出者に対する不当廉売率（ダンピングマージン）の算定のために輸出価格と正常価額との比較を行う際に、当該輸出者が行った全ての輸出取引を考慮する代わりに、正常価額を下回る取引のみを考慮して（正常価額を上回る取引を捨象して）ダンピングマージンを算出する手法をいう。WTO 紛争解決手続で過去に扱われたゼロイングの類型には、正常価額を上回る個別取引を捨象する「単純ゼロイング」と、調査対象産品を構成する個別モデルのうち加重平均輸出価格が正常価額を上回るモデルを捨象する「モデルゼロイング」とがある（*US – Zeroing (Japan)* パネル（DS322、2006）パラ 7.2～7.3）。いずれにしても、全取引を考慮した場合と比較して、ダンピングマージンが高く算出されることがゼロイングの特徴である。

こうしたゼロイングの実務については、ダンピング認定及びダンピングマージン計算の原則的な手法を定めた AD 協定第 2.4.2 条第 1 文との関係では、2000 年代の一連の上級委員会の先例を通じて、当該規定に違反するとの判断が確立されている。しかし、同条第 2 文については、その適用が正面から争われたケースが比較的最近まで現れず、この規定の下でのゼロイング適用の可否を含めた第 2 文の具体的な役割・機能は、長らく未解決の問題となっていた。

そうした中、2013 年に韓国が米国のアンチダンピング（以下「AD」という。）措置を WTO 提訴した *US – Washing Machines* 事件（DS464）は、第 2.4.2 条第 2 文の解釈・適用が WTO 紛争解決手続で正面から問われたはじめてのケースとなった。この事案では、米国がターゲットダンピングの認定手法として開発した *Nails II* 法及びそれを大幅に進化させた手法である *Differential Pricing Methodology*（以下「DP 法」という。）について、韓国から第 2.4.2 条第 2 文違反の主張がなされ、当該規定の解釈について、パネル（2016）及び上級委員会（2016）による詳細な判断が示された。パネル・上級委員会は特に、ターゲットダンピングに対処するという第 2 文の機能・役割等に照らして当該規定の下でゼロイングを許容すべき理由はないと述べ、第 2 文の下でもゼロイングは協定違反になると判断した。この解釈は後続の *US – Anti-Dumping Methodologies (China)* 事件（DS471）のパネル報告書（2016）及び上級委員会報告書（2017）でも踏襲され、第 2.4.2 条第 2 文の解釈を巡

² Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade 1994.

る長年の論争に一旦は決着がついたかに見えた。

ところが米国は、これらの上級委員会判断が確定した後も、現在に至るまで DP 法を改めることなく、その使用を継続している。また、米国による当該手法の継続使用が問題となった *US – Differential Pricing Methodology* 事件 (DS534) において、パネル (2019) は、先行する上級委員会判断を覆し、第 2 文の下でゼロイングの使用は許容されるとの判断を行った。

このように、AD 協定第 2.4.2 条第 2 文を巡っては、WTO 加盟国の間のみならず、パネルと上級委員会の間にも根深い対立が存在し、現在なおその混乱は解消していない。

本稿は、AD 協定第 2.4.2 条第 2 文の解釈を巡る諸論点及び WTO 紛争解決手続の先例における解釈を整理するとともに、当該規定の解釈を巡る混乱の構造的な要因と解釈の限界点を示すことを目的とする。

以下では、まずターゲットダンピングを巡る問題の基本構造を概観し (後記 II)、第 2 文についていくつかの考えられる解釈の方向性を提示した上で (後記 III)、当該枠組みを踏まえたケース・スタディーとして、ゼロイング否定説の立場を採った *US – Washing Machines* 事件 (前掲) 等におけるパネル及び上級委員会の判断と、同肯定説を採った *US – Differential Pricing Methodology* 事件 (前掲) におけるパネル判断を検討する (後記 IV)。最後に、これらの検討を踏まえ、第 2.4.2 条第 2 文のような曖昧な規定の解釈に関しパネルや上級委員会がどこまで踏み込んだ判断を示すことが許されるのかという問題について、解釈論と立法論の線引きという観点も交えつつコメントする (後記 V)。

II. ターゲットダンピングを巡る問題の基本構造

1. WTO 協定における「ダンピング」概念

WTO 協定上の「ダンピング」概念については、GATT³第 6 条第 1 項及び AD 協定第 2.1 条に定義規定が置かれている。

まず GATT 第 6 条第 1 項によれば、ダンピングとは、ある国の「産品 (products)」をその「正常な価額 (normal value)」より低い価額で他国の市場に導入することをいう。また、「正常の価額」とは、原則として輸出国における国内向け販売価格をいう (同条項 (a))。同様に、AD 協定第 2.1 条は、ダンピングを「ある国から他の国へ輸出される産品の輸出価格が輸出国における消費に向けられる同種の産品の通常の商取引における比較可能な価格よりも低い場合」と定義する。さらに、AD 協定第 6.10 条によれば、ダンピングマージンは、原則として個別の輸出者毎に算出される。

これらの条文を合わせて読めば明らかなように、WTO 協定上、ダンピング認定及びダ

³ General Agreement on Tariffs and Trade 1994.

ンピングマージンの算出は、①AD 調査の対象となる産品 (a product) が、②輸入国 (AD 措置発動国) の市場に正常価額、すなわち輸出国における販売価格よりも (どれだけ) 廉価で輸出されたかを、③個別の輸出者毎に検討することによって行われる。

ダンピングマージン算出のための正常価額と輸出価格の比較 (上記②) の方法については、AD 協定第 2.4.2 条に定めが置かれており、同条第 1 文により、「通常は (normally)」調査期間における正常価額の加重平均 (W) と、当該期間中に輸出者が行った輸出取引の価格の加重平均 (W) を比較するか (以下「W-W 比較法」という。)、又は調査期間における個々の正常価額 (T) と個々の輸出取引の価格 (T) を比較する (以下「T-T 比較法」という。) ことによってダンピングマージンを算出することとされる。これに対する例外が、本稿で扱う第 2.4.2 条第 2 文ということになる。

2. 全取引通算の原則とゼロイングの禁止

以上に述べた「ダンピング」概念のコロラリーとして、既に述べたゼロイング禁止の原則がある。

ゼロイングは、WTO 設立の以前から、一部の GATT 締約国の AD 調査でしばしば使用されていたが、当時の GATT 1947 第 6 条や東京ラウンド AD コード⁴の下でゼロイングが禁止されるかどうかは必ずしも明確でなかった。一方、WTO 設立後の AD 協定の下でのゼロイングの可否については、前述のとおり、上級委員会の先例を通じて、ゼロイングは AD 協定上許容されないとの解釈が確立されるに至っている。その理由は、ダンピング認定は個別の輸出者毎かつ産品単位で行うとの GATT 及び AD 協定の基本的な建付け (上記 1 参照) に照らせば、ダンピングマージンの算出にあたっては、調査期間中に当該輸出者が当該産品について行った全ての輸出取引を通算すべきであり (以下本稿において「全取引通算の原則」という。)、これらの取引を構成する一部の個別取引や産品を構成する個別モデルを通算対象から除外することは、GATT 及び AD 協定が前提とする産品単位かつ輸出者単位でのダンピングという概念と相容れない、という点にある (EC – Bed Linen 上級委員会 (DS141、2001) パラ 51、US – Softwood Lumber V 上級委員会パラ 96 参照)。

上級委員会は、ダンピング及びダンピングマージンの概念は AD 協定を通じて不変であるとしており、全取引通算の原則を背景としたゼロイング禁止原則は、初回調査における 2.4.2 条第 1 文に基づく W-W 比較法及び T-T 比較法に基づくダンピングマージンの計算はもちろん、第 9.3 条の下での定期見直しにおけるマージン計算にも適用されると判断している (US – Stainless Steel (Mexico) 上級委員会 (DS344、2008) パラ 96)。

⁴ Agreement on Implementation of Article VI of the General Agreement on Tariffs and Trade (or “Tokyo Round Anti-dumping Code”).

3. AD 協定 2.4.2 条第 2 文とターゲットダンピング

以上に対し、AD 協定第 2.4.2 第 2 文が想定する「ターゲットダンピング」が、一般的なダンピング概念といかなる関係に立つかが問題となる。

第 2.4.2 条第 2 文は、①購入者、地域又は時期によって著しく異なる輸出価格のパターンを調査当局が認め（以下「パターン要件」という。）、かつ②第 1 文に基づく W-W 比較法又は T-T 比較法によってはそのような輸出価格の相違を適切に考慮することができないことの説明がなされた場合（以下「説明要件」という。）には、③調査当局は正常価額の加重平均（W）と個々の輸出取引の価格（T）の比較に基づいてダンピングマージンを算出すること（以下「W-T 比較法」という。）ができる旨を規定する。

これらのうち特にパターン要件（上記①）の文言（「購入者、地域又は時期によって著しく異なる輸出価格のパターンを当局が認め」）から見て、第 2 文は、特定の購入者を狙い撃ちにするダンピング、特定の地域を狙い撃ちにするダンピング、及び特定の時期を狙い撃ちにするダンピングという「3 種類のターゲットダンピング」を想定した規定と考えられている（EC-*Bed Linen* 上級委員会（前掲）パラ 62）。

こうしたターゲットダンピングについて第 2.4.2 条第 2 文の適用が問題になるのは、同条第 1 文に基づき例えば W-W 手法を用いてダンピングマージンの計算を行うと、輸出価格の加重平均を算出する過程で、正常価額を下回る輸出取引（ターゲット取引）と正常価額を上回る輸出取引（非ターゲット取引）とが通算されてしまう結果、輸出価格の加重平均が全体としては正常価額以上となり、ダンピング認定ができない（これを「マスキング」という。）ことがあるためである。上に述べたとおり、第 1 文が定める W-W 比較法及び T-T 比較法については、先例を通じ、ダンピングマージンの計算に際して、調査当局は、輸出者が調査期間中に行った全ての輸出取引の価格を通算すべきであり（全取引通算の原則）、正常価額を上回る取引を無視することによりダンピングマージンを実際よりも高く算出すること（ゼロイング）は許されないとの解釈が確定している。そのため、上記のようなマスキングが生じているケースでは、第 1 文の下では、全取引通算の原則が適用される結果、狙い撃ち的安値輸出によって国内企業が被害を受けていたとしても、それを救済する手段がないことになる。そこで、第 2 文を活用することによりターゲットダンピングを「アンマスク」（再発見）し、これに AD 関税で対抗できないかが問題となるのである。

4. ターゲットダンピングは「ダンピング」なのか

もっとも、ターゲットダンピング事案において、特定の購入者、地域、又は時期を狙い撃ちにした安値輸出を捕捉し、そうした行為に AD 関税で対抗するという発想には、上述した「ダンピング」概念との関係で複雑な問題が内在している。

この問題は、例えば「地域」に対するターゲットダンピングに関し、「全米に対するダンピング輸出」が認められない場合に、なお「フロリダ州に対するダンピング」を認定することが AD 協定上そもそも認められるのか、といった形で現れる。そうした一部地域に対する安値輸出を「ターゲットダンピング」と位置付け、AD 関税で対抗することは、とりもなおさず「ある国の産品をその正常な価額より低い価額で他国の商業へ導入する」（GATT 第 6 条第 1 項）というダンピングの定義を修正し、「ある国の産品をその正常な価額より低い価額で他国の地域へ導入する」と読み替えてしまうことに他ならないともいえるからである。購入者に対するターゲットダンピング、時期に対するターゲットダンピングについても基本的に同様の問題がある。

要は、通常のダンピング概念では捕捉しきれない部分的な安値輸出を「ターゲットダンピング」としてアンマスクし、AD 措置で対抗しようとの発想自体に、ある輸出者が調査期間に行った全ての輸出取引——すなわち全購入者、全地域、全期間をカバーする当該輸出者の全取引——を考慮してダンピングを認定するという、GATT 第 6 条第 1 項や AD 協定第 2.1 条が想定するダンピング概念との本質的な矛盾が存在するのである。

5. AD 協定第 2.4.2 条第 2 文の交渉経緯

そもそも、AD 協定の中に第 2.4.2 条第 2 文といういわば「異分子」ともいえる規定が挿入された背景には、WTO 設立に向けたウルグアイラウンド当時における交渉国間の対立がある。

前述のとおり、WTO 設立以前から一部締約国の調査当局はゼロイングを使用していたが、その際には、上述の W-T 比較法を用いた上で、加重平均正常価額を上回る個別の輸出価格をマージン計算から除外する方法が使われることが一般的であった。日本を含め当時ゼロイングに苦しめられていた輸出国は、ウルグアイラウンド交渉において、ゼロイングを封じ込める観点から、当該手法と特に結び付きやすい W-T 比較法は禁止し、正常価額と輸出価格の比較は W-W 比較法に一本化すべきであるとの立場を採っていた⁵。これに対し、ゼロイング擁護派の国からは、W-W 比較法だけでは特定のモデルや地域に対する狙い撃ちの安値輸出に実効的に対処できないとの反論がなされていた⁶。

交渉の詳細については、公式記録だけからは不明な部分も多いが、ともかくも、以上のような交渉国間の意見対立の妥協点として、AD 協定第 2.4.2 条は現在のような形になった。すなわち第 1 文で、W-W 比較法及び T-T 比較法を「通常」の比較法としつつ、第 2 文で、

⁵ See e.g. *Communication from the Delegation of Hong Kong*, MTN.GNG/NG8/W/51/Add. 1, 22 December 1989, paras. 14-15; *Negotiating Group on MTN Agreements and Arrangements*, Meeting of 16-18 October 1989, MTN.GNG/NG8/13, November 15, 1989 [hereinafter MTN.GNG/NG8/13], p. 10; *Communication from Japan*, MTN.GNG/NG8/W/30, June 20, 1988, p. 3; *Communication from Japan*, MTN.GNG/NG8/W/81, July 9, 1990, p. 2.

⁶ See e.g. MTN.GNG/NG8/13, *supra* note 5, p. 10.

一定の例外的な場合には調査当局は W-T 比較法を用いることができるとする折衷的な規定とされたのである。一方、そうした「同床異夢」の交渉経緯もあり、最終的に合意された第 2.4.2 条第 2 文の文言は、ゼロイング肯定・否定ともつかない曖昧なものとされた。特に第 2 文の法律効果に関しては、調査当局が一定の場合に「W-T 比較法を用いることができる」旨のみが規定され、具体的にどのようにターゲットダンピングをアンマスクするのか、ダンピングマージンはどのように計算するのか、ゼロイングは許容されるのかといった核心的な問いには何ら明示的に答えない条文となったのである。

III. 第 2.4.2 条第 2 文の解釈に関する 3 つの方向性

第 2.4.2 条第 2 文がターゲットダンピングを想定した規定であるとすれば、同規定は、ターゲットダンピング事案においてマスキング効果を除去（アンマスク）するための手段を提供しているはずである。もっとも上記のとおり、同規定は一定の発動要件が満たされた場合に調査当局が「W-T 比較法を用いることできる」旨を定めるのみで、その具体的な適用については何ら明言していない。そのため、第 2 文の解釈については多種多様な考え方が対立しているが、それらの考え方は、当該規定の基本的な機能・役割をどう捉えるかという観点から、次の 3 つの方向性に大きく分類できる。

1. W-T 比較法適用説

第 1 の解釈は、第 2.4.2 条第 2 文適用の法律効果は、まさに規定の文言どおり、一定の要件が満たされた場合には「W-T 比較法を用いることできる」ことであり、それ以上でもそれ以下でもない、との考え方である。この立場では、第 2 文は AD 協定にいう「ダンピング」概念自体に変更を加えるものでなく、全取引通算の原則も、同条第 1 文のみならず第 2 文にも当然に適用されるということになる。

この解釈の問題は、第 2 文に基づき W-T 比較を行ったとしても、安値取引と高値取引が打ち消し合うことによって生じるマスキングの問題は回避できず、ターゲットダンピングをアンマスクするという目的は達成できないという点にある。実際、第 1 文が定める W-W 比較法と第 2 文が定める W-T 比較法の違いは、本質的には「通算（加重平均）してから比較するか、比較してから通算するか」という計算順序の違いだけであり、計算に用いる輸出価格のデータセットが同一（全輸出取引）である限り、両手法に基づく計算結果は論理的に常に一致してしまう（これを「数学的同値性」の問題と呼んでいる。）。つまり、W-T 比較法適用説は、第 2.4.2 条第 2 文の文言には忠実ではあるものの、「W-T 比較法を用いる」という毒にも薬にもならない法律効果しか認めない点において、第 2 文を事実上空文化させるものであり、国際協定解釈におけるいわゆる実効性原則に反するとの批判があ

りうる。

そこで、数学的同値性の問題を解決し、第 2 文にターゲットダンピングをアンマスクするという積極的な機能を持たせるためには、当該規定の下では、単に W-T 比較を認めるにとどまらず、全取引通算の原則を修正し、輸出価格の一部を通算しない（捨象する）処理を認める必要があるのではないかとの発想が出てくることになる。次に述べる第 2、第 3 のアプローチは、いずれもそのような発想に基づく解釈論である。

2. ゼロイング説

第 2.4.2 条第 2 文に関する第 2 の解釈の方向性は、当該規定の下では、正常価額を上回る個別の取引を無視すること、すなわちゼロイングが許容されるとの考え方（以下「ゼロイング説」という。）である。米国は伝統的にこの立場を採っている。また、後に詳しく検討する *US – Differential Pricing Methodology* 事件（前掲）のパネル報告書（2019）もこの説を採用し、米国によるゼロイングの使用を支持している。

正常価額を上回る個別の輸出取引を無視するというゼロイング説の発想は、第 2 文にいう「加重平均に基づいて定められた正常価額を個々の輸出取引の価格と比較することができる」との文言と感覚的に調和する部分がある。また、ウルグアイラウンド交渉当時、一部の交渉国が、W-T 比較法とゼロイングとを結び付けて議論していたという経緯も、第 2 文はゼロイングを許容した規定であるとの考え方と一応符合する。

一方で、最終的に合意された AD 協定第 2.4.2 条第 2 文の文言からは、特定の購入者、地域又は時期を狙い撃ちにしたダンピングに対処する規定であることまでは辛うじて読み取れるものの、ゼロイングを許容する旨の明示の文言が置かれているわけではない。そのため、仮に交渉当時、一部の国が W-T 比較法とゼロイングをセットで考えていたとしても、それが全交渉国の「共通意思（common intension）」にまでなっていたかは明らかでない。むしろ、同規定の役割・機能が 3 種類のターゲットダンピング——例えば特定地域への安値輸出——のアンマスクを認めることにあるのだとすれば、ゼロイングの適用によって例えば全米への輸出取引のうち正常価額を上回る個別の取引のデータを捨象しても、特定の地域（例えばフロリダ州）に向けた安値輸出をアンマスクすることにはつながらないのではないか、との批判がありうる⁷。

3. ズーム説

第 3 の解釈の方向性は、特定の購入者等を狙い撃ちにしたダンピングをアンマスクするという第 2.4.2 条第 2 文の役割・機能に注目し、第 2 文の下では、端的にターゲット取引

⁷ 例えば *US – Washing Machines* 上級委員会（前掲）パラ 5.155～5.156 等。

(例えばフロリダ州向けの安値輸出) にフォーカスないし「ズーム・イン」⁸してダンピングマージンを求めることが許されるとする考え方(以下「ズーム説」という。)である。この解釈論は、既に2007年のUS – Zeroing (Japan) 上級委員会(DS322、2007)で示唆されていたが(パラ135)、US – Washing Machines 事件(前掲)及びUS – Anti-Dumping Methodologies (China) 事件(前掲)にて、上級委員会が正式に採用するところとなった。

ズーム説は、特定の購入者等を狙い撃ちにしたダンピングに焦点を当ててダンピングマージンの計算を行うことにより、ターゲット取引を抑止するに足るAD課税を行う点において、第2文の機能論から見れば、最も直截なターゲットダンピングへの対処法といえる。反面、W-T比較法の使用を認めているに過ぎない第2文の文言から、「ズーム・イン」という踏み込んだ解釈を導き、AD協定が前提とする「ダンピング」概念自体を大きく修正することが許されるのかとの批判はありうる。

なお、ズーム説に基づいてダンピング計算を行った場合の具体的なAD課税の方法については、(上述した例に即していえば)フロリダ州に対する安値輸出に対して同州向けの輸出取引にのみアンチダンピング課税をするという考え方(「狭く濃く」課税する方法)や、ダンピング認定はフロリダ州について行うが、課税については全米向けの輸出取引全体に拡散させ「広く薄く」行うという考え方等が理論的には考えられる⁹。

IV. 米国のターゲットダンピング認定手法に関するパネル・上級委員会の判断(ケース・スタディー)

第2.4.2条第2文の解釈を巡る様々な立場の対立は、2010年代に入って、米国が開発したターゲットダンピング認定手法のAD協定整合性が問われた一連のWTO紛争解決手続の中で、加盟国間、さらには上級委員会・パネル間の対立という形で先鋭化することとなった。

米国商務省は、第2.4.2条第1文の下でのゼロイングの使用が上級委員会の先例により事実上禁止されて以来、第2文の下でターゲットダンピング認定を行い、これを前提としてゼロイングを使用することを模索し始めた。商務省は、2008年のNails AD調査で適用されたNails法を皮切りに、同手法を改善したNails II法を開発し、さらには2013年の中国産キサタンガムAD調査以降は、Nails II法に代えてDP法を適用するようになった。

このうちNails II法については、韓国産大型洗濯機に対するAD調査(2012年12月最終決定)や、中国産油井管(2010年4月最終決定)、コート紙(同年9月最終決定)及び高

⁸ US – Washing Machines 上級委員会(前掲)パラ5.82、同パネル(前掲)パラ7.162。

⁹ 清水茉莉「WTOアンチダンピング等最新判例解説⑨ ターゲットダンピングの認定手法の適用」国際商事法務45巻11号(2017)1614頁参照。

圧ボンベ（2012年5月最終決定）等に対するAD調査において使用され、それらの適用例の第2.4.2条第2文整合性（as applied）が、US – *Washing Machines* 事件（前掲）（2013年8月に韓国が協議要請）及びUS – *Anti-Dumping Methodologies (China)*事件（前掲）（2013年12月に中国が協議要請）で争われた。また、DP法については、韓国産大型洗濯機に対するAD措置の第1回行政見直し（2015年9月）で用いられ、US – *Washing Machines* 事件（前掲）で、韓国から措置それ自体（as such）が第2.4.2条第2文に反するとの主張がなされた。そして、US – *Washing Machines* 事件（前掲）では、パネル及び上級委員会によりNails II法（as applied）とDP法（as such）の両方について第2.4.2条第2文違反であるとの判断がなされ、また、US – *Anti-Dumping Methodologies (China)*事件（前掲）でも、Nails II法（as applied）の違反がパネル及び上級委員会により認定された。

しかしながら、米国はその後もDP法を是正せず、カナダ産針葉樹材に対するAD調査をはじめとする後続のAD調査でも、同じ手法を適用してターゲットダンピングの認定及びダンピングマージンの算出を行っている。これをカナダがWTO提訴したのが、US – *Differential Pricing Methodology* 事件（前掲）（2017年11月協議要請）である。

以下、まず前提事実としてNails II法及びDP法の概要を紹介した上で、両手法をズーム説の立場から協定不整合と判断したUS – *Washing Machines* 事件（前掲）及びUS – *Anti-Dumping Methodologies (China)*事件（前掲）におけるパネル及び上級委員会の判断と、DP法におけるゼロイング適用をゼロイング説の立場からは認めたUS – *Anti-Dumping Methodologies (China)*事件（前掲）パネルの判断を順に検討する。

1. 事実関係～Nails II法とDP法の概要

(1) Nails II法¹⁰

Nails II法によるターゲットダンピングの認定は、2段階で行われる。

第1段階は「標準偏差テスト」と呼ばれ、AD協定第2.4.2条第2文にいう輸出価格の差異（price differences）を検出するためのプロセスとされる。具体的には、調査対象産品を構成するモデル（CONNUM）毎に、国内産業から「狙い撃ち」されたと主張されている特定の購入者、地域又は時期（ターゲットグループ）向けの取引価格の加重平均を算出し、当該平均価格がCONNUM全体の加重平均価格から1標準偏差以上低いかどうかを検討する。

第2段階は「ギャップテスト」と呼ばれ、第1段階で検討した価格差が「著しい（significant）」かどうかを判定することを目的とする。具体的には、ターゲットグループ向けの加重平均販売価格と非ターゲットグループに向けた加重平均取引価格のうち最も低

¹⁰ 詳細についてはUS – *Washing Machines* パネル（前掲）パラ7.10脚注54参照。

い価格との差が算出され、この価格差がターゲットグループ以外の個々のグループに向けた加重平均取引価格の差の平均よりも大きい場合には、ギャップテストをクリアしたとみなされる。全取引量のうち 5%以上がギャップテストをクリアした場合、「著しい」価格差が生じていると判断される。

標準偏差テストとギャップテストがともにクリアされた場合、DOC は W-W 比較法（ゼロイングなし）によって計算したダンピングマージンと W-T 比較法（ゼロイングあり）によって計算したダンピングマージンとを比較し、両者の間に有意な差（meaningful difference）があったと認められる場合には W-T 比較法（ゼロイングあり）が全取引に適用される。

(2) DP 法¹¹

DP 法の下では、ターゲットダンピングの認定及び W-T 比較法の適用は、次の 4 段階で行われる。

- (i) ある購入者（又は地域、時期）A に対する輸出価格の加重平均と、その他全ての購入者に対する輸出価格の加重平均を比較する。
- (ii) 上記の比較結果について「Cohen's d テスト」と呼ばれる統計的手法を適用し、購入者 A 向けの輸出価格とその他の購入者向けの輸出価格の乖離率 d を算出する。|d| ≥ 0.8 の場合、購入者 A 向けの輸出取引は Cohen's d テストをパスしたものと扱われる。
- (iii) 上記(i)(ii)を全ての購入者、地域、時期について行い、Cohen's d テストをパスした全ての購入者、地域、時期向けの輸出取引の集合を単一の「パターン」として認定する。
- (iv) 上記「パターン」に含まれる取引の合計額が全輸出取引の 66%を超えるときは、全ての輸出取引に W-T 比較法を適用し、ゼロイングを適用してダンピングマージンを計算する。33~66%のときは、パターン取引については W-T 比較法の下でゼロイングを適用して中間的マージンを算出し、非パターン取引については W-W 比較法をゼロイングなしで適用して中間的マージンを算出し、両者を通算することによりダンピングマージンを求める。ただし、W-W 比較法に基づく中間的マージンが負になるときは当該マージンをゼロとして扱う。パターン取引が全体の 33%以下のときは全取引に W-W 比較法（ゼロイングなし）を適用する。

2. US – Washing Machines 事件におけるパネル及び上級委員会の判断¹²～ズーム説の立

¹¹ 詳細については US – Washing Machines パネル（前掲）パラ 7.100~7.108 参照。

¹² US – Washing Machines 事件（前掲）におけるパネル及び上級委員会の判断の詳細については、梅島修「WTO アンチダンピング等最新判例解説② ターゲットダンピングの認定・補助金の特定性と配賦」国際商事法務 45 巻 4 号（2017）548~557 頁参照。

場から

US – *Washing Machines* 事件（前掲）のパネル（2016）及び上級委員会（2016）は、ズーム説の立場から、第 2.4.2 条第 2 文の発動要件（パターン要件、説明要件）及び法律効果について詳細な解釈論を展開し、これを基に Nails II 法及び DP 法について多数の点違反を認定した。

(1) パターン要件の解釈・適用

まずパターン要件について、パネルは、第 2.4.2 条第 2 文にいう「パターン」は、特定の購入者（又は地域、時期）に向けた輸出価格が他の購入者（又は地域、時期）に向けた輸出価格と著しく異なるような場合に認められ、単に輸出価格がランダムにばらついていだけでは同規定にいう「パターン」とはいえないと述べた（パラ 7.45～7.46）。つまり「パターン」は、輸出価格が購入者によってばらついている場合、地域によってばらついている場合、又は時期によってばらついている場合のいずれかに認められるものであり、購入者、地域、時期をまたいだ価格の差異を累積して「パターン」を認定することは認められない（パラ 7.141～7.142）。また、「パターン」には、他と異なるとされた輸出価格の集合（特定の購入者等に対するターゲット取引）のみが含まれ、他の取引（非ターゲット取引）は含まれない（パラ 7.28、7.45～7.46）。

以上を前提にパネルは、DP 法におけるパターン認定は、購入者、地域及び時期をまたいで相互に関係のない価格のばらつきを含む単一の「パターン」を認定する点において、第 2 文の要件を正しく反映した手法とはいえ、措置それ自体として (as such) 第 2 文に違反するとした（パラ 7.147）。

一方、パネルは、Nails II 法や DP 法において検出された輸出価格のばらつきが「著しい (significant)」といえるかどうかについては、調査当局は定量的・数値的な基準で判定すれば足り、価格のばらつきの理由といった定性的な検討を行う必要はないと述べた（パラ 7.46～7.49）。この解釈に基づき、パターン認定に際し Nails II が標準偏差テストやギャップテストといった数量的基準を、DP 法が Cohen's d テストといった数量的基準をそれぞれ採用し、価格差が「著しい」かに関し何ら定性的な判断を行っていないとしても、それらの点は第 2.4.2 条第 2 文（パターン要件）には違反しないと判断した（パラ 7.52、7.119(a)）。

以上に対し上級委員会は、「パターン」に関するパネルの上記解釈を概ね支持したものの、検出された輸出価格のばらつきが「著しい」といえるかについては、定量的のみならず定性的な考慮も必要であり、事案に応じて例えば産品や産業の特性、市場の構造、価格競争の程度等を考慮すべきであるとし、この限度でパネルの判断を破棄した（パラ 5.63～5.66、6.5）。また、特定の購入者等を標的とした安値輸出というターゲットダンピングの

本質に照らし、「パターン」を構成する輸出価格群は、他の輸出価格と比較して低いものに限られ、高いものは含まれないと述べた（パラ 5.151～5.152、5.163、6.2～6.3）。

(2) 説明要件の解釈・適用

パネルによれば、第 2.4.2 条第 2 文の説明要件の意義は、検出された輸出価格のばらつきがターゲットダンピング以外の要因に起因するものではないかを確認することにある（パラ 7.73）。これを前提としてパネルは、米国商務省が開発した Nails II 法及び DP 法は、W-W 比較法に基づくダンピングマージンと W-T 比較法に基づくダンピングマージンの間に「有意な差」が認められるかのみを検討し、当該差異がターゲットダンピング以外の事情に起因するかの検討をしていない点で、当該規定に違反するとした（パラ 7.77、7.119(b)）。

一方パネルは、第 2.4.2 条第 2 文の説明要件は、W-W 比較法又は T-T 比較法のいずれか一方では価格差が適切に考慮されないことの説明を行うことを求めたに過ぎないとして、Nails II 法及び DP 法が、W-W 比較法に加え T-T 比較法でも価格差を適切に考慮できないことの説明を求めているとしても、第 2 文には違反しないと判断した（パラ 7.79～7.81、7.119(b)）。

以上に対し上級委員会は、説明要件の文法構造や、第 2.4.2 条第 2 文が W-W 比較法及び T-T 比較法を定めた第 1 文の例外であること等を理由に、W-W 比較法と T-T 比較法のいずれによっても価格差が適切に考慮できないことの説明が必要であると述べ、この点でパネルの解釈を破棄した上で、Nails II 法及び DP 法は、第 2 文の説明要件に違反すると判断した（パラ 5.76～5.77）。

(3) 第 2.4.2 条第 2 文の法律効果～W-T 比較法の適用範囲、ダンピングマージンの計算方法、ゼロイングの可否

パネルは、パターン要件及び説明要件がともに満たされた場合の第 2.4.2 条第 2 文に基づく W-T 比較法の適用の範囲について、当該比較法は、認定された「パターン」内の取引にのみ適用されると解釈した（パラ 7.22～7.27、7.156）。これを前提にパネルは、米国商務省が Nails II 法の下で「パターン」外の取引にも W-T 比較法を適用したことは、第 2.4.2 条第 2 文に違反すると判断した（パラ 7.29）。パネルは、同様に DP 法についても、上述の 66%基準を超える場合にパターン外の取引に W-T 比較法を適用することとしている点で、措置自体（as such）が第 2 文に違反すると判断した（パラ 7.119(c)）。

ダンピングマージンの計算にあたってパターン外の取引をどう考慮すべきかとの点については、パネルは、パターン内の取引には W-T 比較法を適用する一方、パターン外の取引には、第 1 文に基づき W-W 比較法を適用することは必ずしも排除されないとした。もっ

ともパネルは、パターン内の輸出価格が全体として正常価額を下回り、パターン外の輸出価格が全体として正常価額を上回っているような場合に、W-T 比較と W-W 比較の結果を通算してしまえば、一旦パターンに「ズーム・イン」してダンピングをアンマスクしたにも拘らず、再度「ズーム・アウト」してパターン外の高値輸出も通算される結果、折角検出したダンピングが再度マスクされてしまい不合理であると述べて、非パターン取引に対する W-W 比較の結果を「体系的に捨象すること (systemic disregarding)」は許容されるとした (パラ 7.161~7.162、7.167、脚注 299)。

結論としてパネルは、第 2 文が適用される場合のダンピングマージンの計算方法としては、分子 (ダンピング量) としてパターン内の輸出価格と正常価額の差の合計を、分母としてパターン内外を含む全ての輸出価格の合計をそれぞれ用いること、すなわち前記 III.3 の例に即していえば「広く薄く」課税することが妥当であるとの立場を示した (パラ 7.160)。

次に Nails II 法及び DP 法の下でのゼロイングの使用については、パネルは、第 2.4.2 条第 2 文には個別の取引価格を捨象することを許容するような文言はなく、また、上述の方法によりターゲットダンピングをアンマスクできる以上、ゼロイングを適用しなければアンマスクが不可能であるとの米国の主張には根拠がない等として、ゼロイングは第 2 文に違反すると結論付けた (パラ 7.188~7.192)。

上級委員会は、W-T 比較法の適用範囲についてパネルの判断を支持し、ダンピングマージンの計算方法についても結論としては「広く薄く」課税するとのパネルの考え方を支持した (パラ 5.117)。もっとも、第 2 文が適用される場合には、パターン内の取引にのみ W-T 比較法が適用される一方、非パターン取引に別途 W-W 比較法を適用する余地はそもそもないとして、パネルが認めた「体系的捨象」の問題は原理的に発生しえないとし、この限度でパネル判断を無効 (moot) とした (パラ 5.120~5.124、5.130)。

ゼロイングの使用についても、上級委員会は、先例で確立された「ダンピング」概念、第 2 文の文言、数学的同値性の解消方法、第 2.4.2 条の交渉経緯等を詳細に検討した上で、第 2 文の下でもゼロイングは禁止されるとのパネル判断を支持した (パラ 5.141~5.171)。

(4) 反対意見

US - *Washing Machines* 事件 (前掲) の上級委員会報告書 (2016) には、ゼロイング説の立場から多数意見を批判する内容の反対 (少数) 意見が付されている (パラ 5.191~5.203)。

少数意見の論旨には必ずしも明確とはいえない部分も多いが、ズーム説に対する批判として、パターン内でのゼロイングを許さないことは、ターゲットダンピングをアンマスクする方法として不十分・不徹底であること等を挙げている (パラ 5.196 参照)。この反対

意見は、そもそも「ダンピング」が産品全体ではなく正常価額を下回る個別の輸出取引毎に成立するとの前提に立っているように見受けられるふしもあり（パラ 5.197 参照）、根本のところでも多数意見（及び「ダンピング」概念に関する過去の上級委員会の先例）と理解を異にしているようにも見える。

3. *US – Anti-Dumping Methodologies (China)* 事件におけるパネル及び上級委員会の判断¹³

US – Washing Machines 事件（前掲）（2013 年 8 月協議要請）とほぼ時期を同じくして中国が WTO 提訴した *US – Anti-Dumping Methodologies (China)* 事件（前掲）（2013 年 12 月協議要請）事件では、中国産油井管等に対する複数の AD 調査における米国商務省による Nails II 法の適用（as applied）が、第 2.4.2 条第 2 文に整合するかどうか問われた。

パネル及び上級委員会は、*US – Washing Machines* 事件（前掲）におけるパネル・上級委員会の判断をほぼ踏襲し、商務省による Nails II 法に基づくターゲットダンピング認定及びダンピングマージンの算定について、ズーム説の立場から様々な違反を認定した（*US – Anti-Dumping Methodologies (China)* パネル（前掲）パラ 8.1、同上級委員会（前掲）パラ 6.2～6.7）。

4. *US – Differential Pricing Methodology* 事件におけるパネル判断～ゼロイング説の立場からの揺り戻し

US – Differential Pricing Methodology 事件（前掲）は、カナダ産針葉樹材 AD 調査における DP 法適用の AD 協定整合性が争われた事案である。カナダは、*US – Washing Machines* 事件（前掲）の上級委員会判断に依拠しつつ、米国による DP 法の適用（as applied）は第 2.4.2 条第 2 文等に違反するとの判断を求めた。

本事件については、カナダによる提訴の時点で、DP 法は措置それ自体（as such）協定違反とする *US – Washing Machines* 事件（前掲）のパネル及び上級委員会の判断が既に確定していたことから、本事件のパネルも、当然、これらの判断を踏襲して DP 法の協定違反を認定するものと見られていた。しかしながら、本事件のパネルは、ゼロイング説の立場から先行事件におけるパネル及び上級委員会の判断を覆し、第 2 文の下でゼロイングは許容されるとの判断を行った。

パネルがズーム説を否定し、ゼロイング説が妥当であると判断した理由は以下のとおりである。

まず「ダンピングマージン」の定義に関する AD 協定第 2.1 条や GATT 第 6 条の文言、

¹³ 本事件の詳細については、清水・前掲注（9）1605～1614 頁、栗津卓郎「米国－中国を含む AD 手続の一定の方法及び適用に関するパネル報告及び上級委報告（DS471）」経済産業省『2017 年度版 WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書』（2017）参照。

及びこれらに関する上級委員会の先例に照らし、ダンピングの決定は「輸出者が行う取引の全て」に基づいて行うこと（全取引通算の原則）が原則である（パラ 7.88）。そして、第 2.4.2 条第 2 文には全取引通算の原則を変更するような明文の文言は存在しない。よって、第 2 文の下で全取引通算の原則を修正する理由はなく、パターン外の取引をダンピングマージンの計算から捨象すること（ズーム・イン）は認められない（パラ 7.89～92）。むしろ、第 2 文の下での最終的なダンピングマージンの計算方法については、パターン取引には W-T 比較法を、非パターン取引については W-W 比較法又は T-T 比較法を適用してそれぞれ中間的ダンピングマージンを算出した上で（パラ 7.94～7.98）、これらの中間的ダンピングマージンを加重平均することにより、最終的なダンピングマージンを算出すべきである（パラ 7.99）。

そして、以上を前提としてパターン取引に W-T 比較法を、非パターン取引に W-W 比較法を適用し、両者についてゼロイングを適用せずに中間的マージンを算出してその結果を通算すると、第 2 文の下で算出される最終的なダンピングマージンが、第 1 文の下で全ての輸出取引に W-W 比較法（ゼロイングなし）を適用した場合と論理的に一致してしまう（数学的同値性）（パラ 7.100）。第 2 文の下では、この数学的同値性の問題を解決するための処理が許容されるはずであり（パラ 7.105～7.106）、この点、第 2 文が、W-T 比較法を「加重平均に基づいて定められた正常価額を個々の輸出取引の価格と比較」することと定義し、「全ての輸出取引の価格と比較」することを求めていることからすれば、第 2 文の下では全取引通算の原則を適用する必要はない（パラ 7.103）。具体的には、パターン取引に含まれる取引のうちマスクする側の（すなわち正常価額を上回る）個別取引の影響を排除するため、ゼロイングを行うことが許されると解すべきである（パラ 7.103～7.106、7.108）。

5. 第 2.4.2 条第 2 文を巡るパネル・上級委員会の判断の評価と位置付け

前記 2 及び 3 で紹介した *US – Washing Machines* 事件（前掲）及び *US – Anti-Dumping Methodologies (China)* 事件（前掲）のパネル及び上級委員会の判断は、いずれもズーム説の立場からゼロイングは AD 協定に違反すると判断したものである。これに対し、前記 4 に述べた *US – Differential Pricing Methodology* 事件（前掲）のパネル判断は、ゼロイング説の立場からこれらの判断を覆したものである。

US – Washing Machines 事件（前掲）のパネル報告書及び上級委員会報告書に代表されるズーム説の核心は、特定の購入者、特定の地域又は特定の購入者に対する狙い撃ち的安値輸出に対処するという第 2.4.2 条第 2 文の機能・役割に照らし、そうしたターゲットダンピングをアンマスクするためには、狙い撃ちされた購入者等に「ズーム・イン」してダンピング認定及びダンピングマージンの算出を行うことが最も端的であり、かつそれで足り

る——ゼロイングを行う必要はない——という点にある。これは発想としてシンプルかつ明快であると同時に、パネル報告書・上級委員会報告書ともに、第 2 文の文言に十分な注意を払いつつ、緻密な論理展開を行っている点で、国際協定解釈の方法論としても質の高い判断と評価できる。

もっとも、前記 III.3 で述べたように、第 2.4.2 条第 2 文の文言の曖昧さに由来する根本的な問題として、当該規定は、少なくともその文言上は W-T 比較法の使用を認めたと過ぎないにも拘らず、(規定文言を出発点とした演繹の結果とはいえ)「ズーム・イン」という帰結まで認めることが成文法解釈として行き過ぎでないのかという点については、若干の疑問の余地も残るようにも思われる。

一方、US – *Differential Pricing Methodology* 事件 (前掲) におけるパネル判断 (前記 4) は、US – *Washing Machines* 事件 (前掲) 等を通じて一旦決着がついたかに見えた 2.4.2 条第 2 文の解釈に関し、ゼロイング説の立場からいわばちゃぶ台返しをしたものと位置付けられる。もっとも、当該パネル判断については、その結論はともかく、理由付けについて疑問が残る点もあるように思われる。とりわけ、本パネルは、ズーム説を排斥するにあたって、第 2 文に全取引通算の原則を修正する明示的な文言がないこと等を理由として、第 2 文にも当該原則が適用されるはずであるから非パターン取引をダンピングマージン計算から捨象することは認められないと判断しつつ (パラ 7.88~7.92)、ゼロイング説を採用するにあたっては、同じく第 2 文に全取引通算の原則を修正する明確な文言がないにも拘らず、全取引通算の原則は適用されない旨を述べ (パラ 7.102~7.104)、これを理由にゼロイングが許されると結論付けた。一方では全取引通算の原則の適用を前提としつつ、他方では当該原則が適用されないとしている点で、必ずしも論理が首尾一貫していないように思われる。

そもそも、ターゲットダンピングにおけるマスキングの問題は、ダンピングマージンの計算において全取引通算の原則を貫くことにより、安値の輸出取引 (ターゲット取引) と高値の輸出取引 (非ターゲット取引) が打ち消し合うことから生じる現象である (前記 III.1 参照)。したがって、第 2 文の下でターゲットダンピングをアンマスクしようとするならば、全取引通算の原則を修正することは、本質的に避け難い問題となる。この点、ゼロイング説とズーム説は、いずれもダンピングマージンの計算から「一部の輸出取引を捨象する」ことを許容する考え方であり、方法は違うが、全取引通算の原則に変更を加えている点では共通する。すなわち、ゼロイング説が、個別の輸出価格のうち正常価額を上回るものをダンピングマージンの計算から捨象する考え方であるのに対し、ズーム説は、非ターゲット取引をダンピングマージン計算から捨象する考え方に他ならない。

したがって、US – *Differential Pricing Methodology* 事件 (前掲) のパネルがズーム説ではなくゼロイング説が妥当であるというのであれば、本来、第 2 文の下で全取引通算の原則

を修正することが許されるかという立論の仕方ではなく、むしろ全取引通算の原則の修正が必要であることを正面から認めた上で、修正の具体的方法としてゼロイング説の方がズーム説よりも優れていることを、規定文言や第 2.4.2 条第 2 文の機能・役割等の面から、より丁寧に説明すべきであったのではないかとも思われる。この点で、本パネル判断については、結論の当否は別としても、理由付けの点で一種の消化不良感も残る内容となっているように感じられる。

なお、本パネル判断は、いわゆる上級委員会危機が進行中の 2019 年 4 月に公表されたものである¹⁴。憶測の域を出ないが、本パネルが、あえて上級委員会の判断を覆して米国寄りの判断を行った背景としては、上級委員会の権威が揺らぎ、パネルも含めた WTO 紛争解決制度全体の不安定化が懸念される状況下で、パネルリストの間にも、ゼロイングについて正面から米国の違反を認定することに一種の尻込みがあった可能性も皆無ではないように思われる。

V. まとめ～AD 協定第 2.4.2 条第 2 文の解釈論の到達点と限界

以上詳述したように、AD 協定 2.4.2 条第 2 文の解釈を巡っては、これまで多くの論争がなされており、その混乱は未だ解決を見ていない。この問題の根源には、第 2 文が、ターゲットダンピングに対処するための規定とされつつも、これにどう対処するのかという肝心の点について何ら明確な文言を置いていないことがある。そして、第 2.4.2 条第 2 文がそのような曖昧な文言となった背景には、ウルグアイラウンド当時における交渉当事国間の対立から、あえて曖昧な規定にされたという歴史的経緯がある。

そこで翻って考えると、このように加盟国が意図的に規定文言を曖昧にした場合において、パネルや上級委員会が、規定の意味内容を解釈を通じてどこまで突き詰めて明らかにすべきなのか、という根本的な疑問が提起できる。実際、第 2 文の解釈として提唱されているゼロイング説、アンマスク説のいずれについても、第 2 文が明示的に定めたものではなく、規定文言を出発点としつつも、いわば演繹に演繹を重ねてはじめて導かれる解釈論である。立法機関でもないパネルや上級委員会が、交渉当時、加盟国が明確な合意はおろか想定もしていなかった事項について、協定文言に表れた加盟国の「共通意思」というフィクションに基づいて、そこまでの解釈論を繰り広げることが果たして望ましいのだろうか。

実は、AD 協定第 17.6 条(ii)には、AD 協定限りに適用される国際協定解釈の特則として、同協定の規定について 2 つ以上の異なる解釈が可能な場合には、調査当局の裁量を尊重し、

¹⁴ 上級委員会危機については、例えば、宮岡邦生「WTO 体制下での『法の支配』の復活は可能か～上級委員会危機の本質と打開策に関する一考察」国際商事法務 48 巻 7 号 (2020) 892-900 頁参照。

当局の措置が AD 協定に整合しているものと認めるとの規定が置かれている。

この規定は、2000 年代のゼロイング紛争等における一連の上級委員会判断を通じて事実上死文化されており¹⁵、今日ではあまり顧みられることもないという事情がある。しかし、第 2.4.2 条第 2 文のように、交渉過程で規定文言が意図的に曖昧にされ、加盟国間でも現在に至るまで解釈について激しい対立が存在し、パネルと上級委員会の間でも異なる判断がなされ、さらには上級委員会の内部でも解釈に争いが生じ反対意見が付されるような問題については、まさに第 17.6 条(ii)の適用を検討することも、*US – Washing Machines* 事件（前掲）、*US – Anti-Dumping Methodologies (China)* 事件（前掲）及び *US – Differential Pricing Methodology* 事件（前掲）におけるパネルや上級委員会の選択肢として、十分に考えられたのではないだろうか。逆に、このような場合においてさえ第 17.6 条(ii)が適用できないとすると、およそこの規定が適用されるケースはなくなってしまい、国際協定解釈の実効性原則にも反することになるのではないかと思われる。

その意味で、第 2.4.2 条第 2 文を巡る混乱には、規定そのものの不完全さに加え、パネルや上級委員会が、立法者があえて不明確なままにした規定についてまで生真面目に解釈を突き詰めることにより、結果的に立法者の領域に片足を踏み入れてしまうこと——いわゆる「オーバーリーチ」——の問題も指摘できるように思われる。

以 上

¹⁵ *US – Hot Rolled Steel* 上級委員会（DS184、2001）パラ 59～60、*US – Zeroing (Japan)* 上級委員会（前掲）パラ 189、*US – Softwood Lumber V* 履行確認上級委員会（DS264、2006）パラ 123、*US – Stainless Steel (Mexico)* 上級委員会（前掲）パラ 136、*US – Continued Zeroing* 上級委員会（DS350、2009）パラ 267～273、317。